

会 議 録

会 議 名	第8回 嵐山町立小中学校再編等審議会					
開 催 日 時	令和 4 年 5 月 2 6 日 (木)	開 会	午前 9 時 0 0 分			
		閉 会	午後 0 時 1 5 分			
開 催 場 所	嵐山町役場 204・205会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 議題 (1) 第7回会議録の承認及び署名 (2) 小中一貫教育について (3) 嵐山町立小中学校再編等審議会答申素案について (4) その他 4 閉 会					
公開・非公開 の別	公 開	傍聴者数	3 人			
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	加藤 信幸	欠	副 会 長	安藤 欣男	出
	委 員	池亀亜衣子	出	委 員	内田 裕一	出
	委 員	山中 美佳	出	委 員	関根 盛敏	出
	委 員	横澤紗智子	出	委 員	齋藤 彩乃	出
	委 員	眞坂 直樹	出	委 員	橋本 将	出

	委員	大嶋佐枝子	出	委員	畝迫 昌和	出
	委員	小林 靖弘	出	委員	佐藤 博	欠
	委員	小野川和史	欠	委員	高田 享	出
	委員	戸坂 心	出	委員	加藤 幹雄	出
事務局	教育長	奥田 定男		局長	高橋喜代美	
	次長	山岸 堅護		指導主事	溝上智恵子	
	指導主事	不破 克人		主席主査	尾針 雄介	
	主査	清水健太郎				
次第	顛 末					
1 開 会	事務局					
2 あいさつ	安藤副会長					
3 議 題						
(1) 第7回 会議録の承認 及び署名	<p>第7回会議録について事前配布の資料に基づき内容を確認し、修正等はなく了承された。副会長と委員名簿番号4の池亀委員が署名する。その他第7回会議での発言内容について加藤委員より以下の補足があった。</p> <p>(加藤委員) 会議録 11 ページに、川島町のバスの話の中で私が「川島町がバスの補助金をもらっていないのはなぜか」と質問した部分がある。その時の事務局の回答で通学距離が 4km 以下の場合には補助の対象にはならないとの回答があった。文科省はスクールバスを出す基準としては 4km・6km と出しているが、補助の対象としては違うというのをどこかで読んだ記憶があって、会議の時には思い出せなかったのだが、少し調べてみた。文科省がスクールバス活用状況等調査報告を出している。この中に、補助等に関する規定がありそこには車両購入に対する補助と、</p>					

	<p>維持運営費に対する補助と両方書いてある。車両購入に対しては国庫補助が1/2、維持運営費の地方交付税措置については、小川町のような民間委託の場合でも、川島町のようなケースでも通学の用に供していれば、通学の距離による対象制限はないと書いてある。つまり町がバスを運営するまたは委託する場合、それが4kmを超えている場合でも維持運営費に関しては補助対象になると書いてあった。いわゆる4km・6kmというのは、文科省がスクールバスの基準として打ち出しているけれど、補助に関してはそうではないとの記述があった。私はその文章しか見ていないので実際のところは分からないが、その辺りを確認してもらえればと思う。併せてお願いしたいのが、私は前回スクールバスの目的外使用が原則できない話をして、コミュニティバスを導入する意欲が町にはないので、この審議会ではスクールバスの問題はコミュニティバスとは切り離して考えた方が良いのではないかと話した。しかしこのスクールバス活用状況等調査報告のなかに特例として、コミュニティバスをスクールバスとして利用する、あるいはスクールバスをコミュニティバスに利用するのを文科省が認めている例がいくつかある。なので今回素案の中で、事務局が検討事項にスクールバスをコミュニティバスとして利用するのを検討してもらいたいと書いてくれているが、これはこのまま活かしておいていいのかなと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>補助金の関係ですが、運営費に関しては交付税措置ということでしょうか。交付税措置ということになると、補助金とはまた別ですので、距離の制限などもなくなるかもしれません。補助金等については事務局の方で調べさせていただきたいと思います。</p>
<p>(2) 小中一貫教育について</p>	<p>小中一貫教育について前回会議にて配布した資料3を用いて事務局より説明した。事務局の説明後に質疑を諮ったところ、委員より以下の質問があった。</p> <p>(加藤委員)</p> <p>一貫校の問題は以前から一度しっかりとやりたいと思っていたところで、皆さんも具体的な資料が欲しいということもあり、事務局からこのような資料をいただいた。私はこの件について、大きく分けて2つのことについてお話をしたい。1つ目は施設一体型で大きい学校と小さい学校の場合について。小さい学校については、資料にある事例でいうと京都大原学院が76名で、資料の説明ではこの地域は市街化調整区域であり、少子化問題対策委員会で今後この地域をどうするか話し合</p>

っていた。一旦統合しようかという話もあったが、地域には学校が必要だということで、隣接する2つの小学校と中学校をつなげて、造改修をして一貫校を作った。保育園と言うか0歳児からの施設も入れ込んで、地域コミュニティの拠点とする取り組みだったと思う。それから小さいところで奈留小中学校の場合は、9学年で7学級である。ということは複式学級をやっているということになる。一貫校であっても複式学級も有りなんだということだと思う。一昨年の8月に嵐山町の調査特別委員会で、文科省の国立教育施策研究所がやった資料を基にした調査報告を傍聴して、目から鱗と言うか、一貫校とはこういうことなのかとわかったことがあった。今、埼玉県には義務教育学校を含めて一貫校が2つある。武蔵浦和で3,000人規模の大きな学校を作ろうとしているが、現状では2校である。春日部市立江戸川小中学校というのが9学年で168名。つまり1学年に18名くらい。坂戸城山学園というのは206名で1学年22名である。この小さな学校が全国でも埼玉県の場合でも多いというのは、議会の調査特別委員会でも指摘されている。一貫校イコール大規模校ではないということ。今嵐山町は1,000名くらいの規模で考えているが、1,000名を含めてそういった学校が主力ではないということがまず一つある。一体型か分離型かというところで、この資料では分離型は2つだけで一体型の方が多いが、全国の調査では一体型が20%、分離型が68%である。分離型というのは、それぞれの学校が分離した状態で一貫校を作るというもの。一貫校というのはひとつのイメージなので、小学校と中学校がひとつの学園、学校というイメージで連なるというもの。分離型が68%ということで2/3を占めている。ということは一貫校と統廃合は別の概念だと捉えて良いのかなと思う。しかも新築や全面改築は全体の4%。校舎の整備をしないで一貫校を作ったのが86%ということで、新設するケースも全国的には圧倒的に少ない。まずこれを基本的な情報として知っておいていただきたい。二つ目として、この資料につくば市の春日学園の例がある。この一貫校が12年に始まっていて、17年から18年につくば市が調査報告書を出した。1年間かけて一体型の一貫校がどうなのかという成果と課題について調査報告である。つくば市の小中一貫教育の成果と課題調査報告書というもので150ページくらいのものである。これと去年の3月に小中一貫教育の実証的検証という本が出た。この2つの調査を読むと一体型一貫校の成果と課題が様々に書かれている。まず、つくば市の調査報告では4年生以上の子ども、5年生と7年生の保護者、教員にアンケート調査をしている。嵐山町の保護者アンケートと同じように自由記述欄もある。子どもが約4,000人、保護者は1,170人、教員は700人に実施している。全国調査の方は去

年の3月に出た本だが、2013年から19年までの7年間で3期に分けて実施している。1期が1万人、2期が1万5千人、3期は9千人のサンプルでやっている。この全国調査も子どもからの直接回答を得ている。携わっているのが発達心理学の先生方が多いので、質問がとてもわかりやすい。例えば、学級適応ではクラスに馴染めているかその度合いを調べるものだが、自分のクラスは仲の良いクラスだと思いますか、クラスで行事に参加したり活動をするのは楽しいですか、クラスの中にいるとホッとしたり自分を素直に出せますか、自分がクラスの活動に役立っていると思いますか、というように質問がとても分かりやすい。それから友達からの支え、援助、サポートが得られているかという点については、普段からあなたの気持ちをクラスの友達によく分かってきていますか、自分が元気がないとすぐに気づいて励ましてくれますか、あなたが悩みや不安を言っても嫌な顔をしないで聞いてくれますか、失敗したときにそっと助けてくれますか、こういった質問の仕方をしている。子ども達の気持ちを汲み取ろうという姿勢が凄く感じられる。こうした直接的な回答を求めているということ、プラス今まではなかった研究がこの2つのなかでは貫かれている。それは何かというと、今までは一体型一貫校を実施している学校に対して文科省や朝日新聞が調査をしているものはあったが、一貫校ではない学校との比較をしたことがなかった。2015年に参議院で義務教育学校の法制化を審議しているときに、非一貫校等との比較調査をしたことがあるのかとのある議員の質問に、文科省はないと答えている。それで、研究者の方々が一貫校と非一貫校の調査研究をしないと、一体型一貫校の成果と課題は出ないのではないかということで、この調査をされたと言っている。その結果としてのつくば市の結論としては、一体型一貫校は今後作らない、今ある一体型の一貫校も小と中を分ける、これから学校を新設する場合には小学校と中学校を分離することを原則とするというものを、この調査報告を基にした教育振興基本計画が2021年度から2025年度まで作られているが、その中でつくば市はその方針を出している。それでも義務教育学校は始まっているので、義務教育学校をやっているところでは、小中分離教育の利点を取り入れて、それを活かした教育を進めるということを出している。それはなぜかというところをやりたのだが、長くなるのでここで一回止めたいと思う。

(安藤副会長)

事務局から何かありますか。

	<p>(事務局)</p> <p>特に質問ということではなかったと思いますので、お答えすることはないかと思います。他の委員さんからご質問があればお答えしたいと思います。</p> <p>(安藤副会長)</p> <p>なお、先ほど事務局の説明の中で答申素案の小中一貫教育についての記述の問題を検討していただければとの発言がありましたが、そのような進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>この後の議題で、答申素案についてご審議いただきます。素案の中に小中一貫についての記載がありますので、その記載内容について今日説明させていただいた内容を参考にして、素案の記載内容についてもご審議いただければということです。あくまでも素案の内容を今回はやっていただくということです、中身について見ていただければということです。</p> <p>(安藤副会長)</p> <p>事務局の考え方がわかりましたが、委員の皆様もそうした進め方でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは小中一貫教育については素案の記述について検討していくこととしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>(3) 嵐山町立小中学校再編等審議会答申素案について</p>	<p>答申素案の説明に先立ち、前回委員より質問のあった事項（教職員を対象としたアンケート、スクールゾーン、ガードレール設置率、学校からの距離別人数）について事務局より説明した。事務局の説明後に質疑を諮ったところ、委員より以下の質問があった。</p> <p>(眞坂委員)</p> <p>先ほどのアンケートで、教師の負担という所を聞いていて思ったのだが、小中一貫とした場合と、建物を分けた小中一貫とした場合では、教師の人数は同じなのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>今ここで言っているのは、小学校をひとつ、中学校をひとつ、それと同じ建物にするのか別棟にするのか、そういったところのお話だと思います。今のご質問でいいますと、小学校3校を1つにする、中学校2校を1つにするだけのことで、小学校中学校の教員の人数は建</p>

物を一緒にしたから減る、分けたから増えるということはありません。同じということです。

(眞坂委員)

それをひとつの学校とした時も同じだけの人数が確保されるということの良いのか。

(事務局)

ここに例として挙がっているものが少し分かりにくい所があるかもしれないのですが、義務教育学校という小中一貫校と、小学校中学校がひとつの建物にあるタイプの小中一貫校を並列のように思われてしまうと、そこに誤解があるのかと思います。義務教育学校となりますと、9年間の1つの学校となります。ですので校長先生が1人いて、場合によっては小学校のところに教頭先生がいて中学校のところにまた教頭先生がいるというような、1つの学校ということですから、校長が1名ということで人数としては減っていくイメージです。今我々が答申として考えているのは小中一貫校ということではなくて、恐らく小学校も中学校もそれぞれ1つに統合しましょうと。それをどこにどのようにするのかはこの後だと思うのですが、そうすると小学校の校長先生がいて、教頭先生がいて、教務主任の先生がいてと今まで全く同じスタイルです。中学校にも校長先生がいて、教頭先生がいてと同じスタイルです。その小学校と中学校が同じ建物に入るのか入らないのかというのが、これからの議論になっていくのかと思います。

(加藤委員)

ちょっといいでしょうか。今の話で、小学校を1つにして中学校を1つにするという横の統合をするのと、一貫校にするのでは教員の数はかなり違う。横の統合のケースだと教員数がどうなるかについて私はわからないが、一貫校にした場合は第5回の会議で事務局から資料を出してもらっている。そこには教頭先生と養護教員は入っていませんのでそれを入れると、小学校が30名、中学校が24名になる。学校便覧で昨年度の嵐山町の教員数を見ると、嵐山町全部の小学校の教員数は54名、中学校が40名である。小学校の教員54名が一貫校になると30名になり、中学校の教員40名が一貫校になると24名になり、小学校は56%、中学校は60%の教員数になる。一貫校になった場合には56~60%くらい教員数が減るということを入れた方がいいと思う。

(事務局)

申し訳ありません。少し説明が不足しておりました。小学校は今3つありますから、今の3つの小学校の教員数は1つの小学校にした場合には当然減るということになります。中学校においても同じです。今現在から減るのかということであれば、減ります。小中一貫校にした場合の教員数と小学校3校を1つに統合して中学校2校を1校に統合して小中学校を1校ずつとした場合の方が多少教員数は多いという意味合いです。

(眞坂委員)

もう1点関連してお聞きしたいが、一貫校にした場合は教員の人数が減るとのことだが、教員の人数が減ると先生の負担が増えるという話だったが、そこにメリットがあるのかなという点と、教員の負担が増減した場合の子ども達への影響はどういうものがあるのか。

(事務局)

1点確認ですが、今眞坂委員が一貫校にすると教員が減るとおっしゃいましたが、一貫校にするから減るのではなく、統合して学校の数が少なくなるから減るということです。

(高田委員)

先ほどの教員の負担については、人数は減るが、例えば体育主任が菅谷小、七郷小、志賀小にいて、体育主任会の伝達ということになれば3校から3人が集まってくる。そうすると各小学校からは1人ずつ出張扱いで抜けるということになる。小学校が1校となれば1人が行けばよいので、出張に行かなくてはならない人数も少なくなる。それと、校務分掌というものがある。これは菅谷小でも七郷小でも、小学校を運営すると、体育主任、清掃主任、環境主任などの分掌があるのだが、七郷小のような10数人の教員でこれらの分掌を分けるのと、小学校を統合して30人の教員で分けるのでは、1人の負担が違う。教員の人数は減るけれども、教員1人としては出張も少なくなり校務分掌も減るので、負担は減って子ども達に向き合う時間が多く取れるようになると思われる。

(事務局)

今の高田委員の発言に1点だけ追加させてください。考え方として小学1年生だけみていただくと分かりやすいと思いますが、七郷小は1クラスですから担任は1人です。志賀小学校は2クラスですから担任

は2人です。菅谷小学校は3クラスですから担任は3人です。嵐山町内の1年生の担任の数字を合わせると6人必要です。もし今統合すると1年生は3クラスになります。担任は3人です。今現在6人必要であるところが3人で済むと考えると、統合したときの負担感が増えるということはないと考えていただいて良いかなと思います。

(池亀委員)

義務教育学校とは違う小学校を1つ、中学校を1つの形を目指しているということだが、その場合には小学校中学校間の先生の行き来については可能なのか。

(事務局)

現在町内に努めている教員は、小学校の免許と中学校の免許の両方を有する者と片方しか有さない者がいます。今のご質問の可能かどうかというところでいいますと、両方の免許を有する者が小学校と中学校を行き来して授業を担当することは可能だと思います。ただ、免許を持たない者であったとしても、例えば中学校1年生の英語の授業において、英語の授業担当の教員が授業をやる場所へ2人目の教員として授業へ入って、小学校6年生の担任だった者が心のサポートケアですとか、学習の状況を確認しあうというような運用は可能となっております。

(安藤副会長)

ありがとうございました。不安な部分や分からない部分があっても当然なのですが、今色々ご発言をいただいております、新たにご理解を深めていただいたのかなと思います。いかがでしょうか。他に質問がございませんでしたら次に進みたいと思います。答申素案について審議をしたいと思います。事務局の説明をお願いします。

嵐山町立小中学校再編等審議会答申素案について資料1を用いて事務局より説明した。事務局の説明後に質疑を諮ったところ、委員より以下の質問があった。

(加藤委員)

まず、この答申素案のページを開いたところの構成についてお聞きしたい。最初に結論が書いてあり、横の統合をする、場所は菅谷とある。その下にある4項目と右ページの配慮事項の関係がよく分からない。私の理解としては、左ページの4項目はこの結論に対する根拠が

書いてあって、こういう議論をしてこういう結論になったとことの説明なのかなと思った。そこにあてはまらないものというか、議論しきれなかった部分で要望や配慮を右側に集めてあるということかなと私は思ったが、左側の4項目の位置づけがどういうものなのか説明をお願いしたい。

(事務局)

今、加藤委員が仰られた通りです。

(加藤委員)

そうであるならば、この審議会では保護者の代表の方に多く出ているので、前回たくさん出た要望事項や配慮事項を入れて膨らませていくと、これを読む方がこの審議会が何を審議したのかが分かりやすいかなと思う。後ろの方の検討事項については、これを要望事項や配慮事項の方に入れ込むのかも、あとで議論したいと思っている。別にするやり方もあるかもしれないが、要望事項や配慮事項に組み込んでいくことで、今後その議論をもう少し深めて欲しいというところを要約していけば、読む方も分かりやすいのかなと私は思う。

(安藤副会長)

記載の仕方等々も含めてのご意見ですが、皆さんから他にご意見はございますか。

(戸坂委員)

最後の方に加えてもらった内容で、建物のメンテナンスのことやコミュニティバスのことなどを書いてあるのはありがたいなと思った。その上で、この検討事項として書いてある項目は、個人的にとっても大事なことだと感じているので、配慮事項とあえて区別する必要があったのかなと感じる。配慮事項が長くはなるが、そこに入れ込んでも問題ないのではないかなと思う。スクールバスのことなどは1箇所にまとめて書いてあっても良いのかなと感じた。併せて、先ほどの資料で学校から2km以内に75%の子どもがいるとのことなので、この答申でバスの対象は2km以上が妥当なのではないかといった記載をするのも良いと思った。そうでないと今回こうしてせっかく調べてもらったものが、今後どうやって継承されていくのかは分からないが、活かされないともったいないと思った。

(事務局)

スクールバス対象者の距離については前回会議で色々と議論になりましたが、今日の資料でお示したのは直線距離の学校からの距離です。となると実際の通学距離はどうかということも出てきます。例えば2kmあるいは3kmと区切った時に、道を隔ててスクールバスを利用できる方とできない方が出てくる可能性があるかと思います。そういったところを考えると、前回の会議でも申し上げましたが、料金が無料というのは利用者の皆さんが受益する内容なので、答申に入れるのも難しくないと思われませんが、ルートや距離を具体的に示すと、受益できる人とできない人が出てきてしまうので、その辺をどうするのかということだと思います。

(戸坂委員)

そこは私も考えたところではあった。スクールバスについて個人的に考えた時に、恐らく幼稚園のように各家庭を回るわけではなく、川島町の資料にもあったように地区の集会所を回るので、ボーダーラインぎりぎりに入ったところは戻らなくてはならないというか、学校に対してマイナス方向の集合場所へ行く形もできると思う。そうしたところは結局各家庭の判断になって、マイナス方向に歩いて行ってまたバスに乗るのが効率的なのかも個人の判断になるといったところも含めて色々出てくるとは思う。バスの対象になるならないの基準を記載して不満の声があがるのが懸念されるから記載しないということであれば、距離に関してはこんなことを検討している程度でも良いので、せっかく資料なども出してもらったところでもあるし、話し合いをしたことは記載した方が、次のステップへいったときに2度手間3度手間になってしまつては時間をもったいないので、記載した方が良いと思った。その他の検討事項は配慮事項の中に盛り込んでもらえれば良いのではと思う。

(安藤副会長)

前回の通学についての検討をした時に、最後に細かい点については今後小部会のような専門会議で検討するというようなお話がありました。保護者などに説明しやすいという点もあるかと思いますが、そういう捉え方でこの答申のなかに検討事項としてではなくて配慮事項として入れて欲しいということでしょうか。この点について他の方のご意見をお伺いしたいと思います。

(高田委員)

この会議ももう第8回目ということでもあり、最初は9時半からだったものを時間が足りないということで9時からにしてやってきている。なので答申として早めに町長に返して、そこでまた議会等で揉んでもらって、その後に住民説明会であるとか地区ごとの説明が開催されると思うので、そこでもまた様々な意見が出ると思うのでそちらでまた揉んでと早くやっついていかないと、どんどん校舎も今以上に傷んできて安全の確保が難しくなる。私は個人的にはこの答申素案で出して、議会に諮ってより良いものにして、住民説明会での意見を取り込んで良くしていったと流れるので、この審議会が延びれば延びるほど住民説明の期間が少なくなると思いますので、ここら辺がキリかなと個人的には思う。

(安藤副会長)

ありがとうございます。スピーディーにというところを受けて、この答申素案を作成してもらったわけですが、今までの諸々を受けて進んでいるわけです。かなりこの審議会の委員の考え方を汲み取った素案ができていますのかなと思っているのですが、この素案の骨子について、嵐山町立小学校3校を1に再編統合する、嵐山町立中学校2校を1校に再編統合する、新しい学校の場所は菅谷小学校及び菅谷中学校にするということについては、これでよろしいでしょうか。

(加藤委員)

前回の話の流れから言うとあと2回くらいで終わるのかなと思うので、今日自分に課してきたのは右ページの配慮事項あるいは皆さんの要望事項、そこをどう膨らますかということと、今お話のあった、この後どういう風に審議を引き継いでもらうのかの確認をさせていただこうと思って参加している。基本的に私のなかでは玉ノ岡中案というのは消えてないのだが、この審議会としてこの結論を出すということについて私は一応納得というか認めて答申をまとめたいと思っている。ただ、さっき話した左ページの項目について根拠なのかを確認したのは、まだ議論していないことがいくつもあるからだ。なのでそれを根拠としてここに書くのが適切なのかどうかについては後で意見を言わせていただこうかなと思う。というのは、一貫校の問題もそうだが、今まで議題に上らなかつたために、私はまだ言い残していることがいくつもある。あと1回か2回で終わるならば、そのことを皆さんにお話ししたうえで、要望とか検討事項のところを膨らませて、次の場に引き継いでいければと思う。

(安藤副会長)

ありがとうございました。この素案の説明の部分や配慮事項の部分があるが、まずは四角の中の結論部分を決めてから皆さんの意見を入れながら、結論をまとめるための理由書とういか配慮事項を、ということになるのだと思いますが、結論の下にある4項目については、この記述でよろしいかどうかはまた改めてお聞きしたいと思います。これは答申案ではなく、答申の素案です。今日出た意見を入れて次には答申案になる。という風に一格あげて会議を持てればよろしいかなと思います。その進め方でよろしいですか。特にないようでしたら、そうした進め方でいきたいと思います。今日はできるだけこの答申素案について、意見を求めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。最後の検討事項は会議で皆さんからの意見として出たものを、ここに記述しているわけですが、若干内容が重複しているところがあったりします。そうしますと検討事項と配慮事項をもう少し事務局の方で検討していただいて、できれば配慮事項の方にまとめてもらうというのも一つの方法かなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

委員の皆様がそのような形の方がよろしいということであれば、次回、検討事項については配慮事項にまとめた形で答申案を作成させていただきます。

(安藤副会長)

よろしくお願ひします。それでは結論の下にある項目、学校規模の維持について、通学について、学校施設について、再編の時期についてとありますが、この部分で修正したり加えたりすることはありますか。

(加藤委員)

先ほど、この4つの項目はどういう位置づけなのかを質問したところ、これは根拠だということだった。この4つが根拠としてふさわしいかどうかというのが問題で、2つ目の通学については、右の配慮事項に移してしまってもいいかなと思う。学校施設についてはここに記述されていることと、最後の検討事項に記述されているメンテナンスのことをまとめてここにまとめるのが親切なのかなと思う。というのは保護者アンケートの中で2番目に多かったのは施設設備の問題だった。それも新しいものを作ってほしいということではなくて、今ある老朽化を何とかして欲しいというのが切実な思いだったと思う。今ま

での町のメンテナンス計画なり予算付けの不作為と言ったら言い過ぎかもしれないが、そういうことを2度と繰り返さないここに記述するのは町民や保護者に対する親切な記述になるかなと私は思う。問題は学校規模の維持と再編の時期について書かれているなかで、3点ある。まず適正規模の基準について、それから複式学級の問題について、正規雇用の教員が不足している問題について。私はこの根拠のところについて、学校施設のことは検討事項にあることをここに合わせるということで良いと思う。通学については右に移すのが良いのかなと思うが、学校規模の維持と再編と時期のところに書いてある3つのことについては、今まで一度も議論されていなくて、議題にならなかったのもので、私も言い残した形になってしまったが、あと1回か2回で終わるとなれば言わせていただきたいことがある。皆さんから他にご意見がなければ説明させていただきたいと思う。

(橋本委員)

よろしいでしょうか。この委員会で検討したけれど答申素案には書いてなかったので検討事項に載せてほしいことがある。それは学校の部活動のことで、せっかく他の町の部活の状況など調べて資料なども作ってもらったりして、生徒数は少ないのではなく統合して多い方がよいねと検討したので、ぜひ載せてもらえればと思う。部活の仕組みも変わっていくなかで、将来部活はなくなるとの話もあるが、この委員会で話し合ったことは事実なので、載せて欲しいと思うが、皆さんはいかがか。

(安藤副会長)

橋本委員は検討事項に入れて欲しいと発言されましたが、今赤字となっている部分ですが、この検討事項部分は先ほど重複するところがあるので、作り直して要望事項に入れ込むということであったかと思えます。これは会議で検討しましたと載せる部分があるかどうかですね。

(事務局)

部活動については、確かにご審議をいただいた部分です。ご意見ありがとうございます。これまでのご審議、それから前回の会議を踏まえてこのような答申素案の中に検討事項として記載をさせていただきました。配慮事項よりも、より細かい部分を検討事項に入れていこうということが、前回の会議の時にありましたので、今回はこのような形にさせていただきました。橋本委員よりご意見のありましたように部

活のことを素案に入れるということであれば、配慮事項よりも細かい検討事項に入れることになると思います。確かに重複する部分はあるかと思いますが、考え方としては配慮事項より細かいところを検討事項に入れましょうということなので、そういったことがあればまたご意見をいただければと思います。

(橋本委員)

それともうひとつ確認だが、私が質問した記憶があるのが小学校の先生が中学生の部活を見られるのかというものだ。問題はあっても無理ではないとの回答をいただいた認識でいる。無理ではないというこの認識でよろしいか。

(安藤副会長)

部活の問題については橋本委員さんが不安に感じるところなのだと思います。学校側としても部活については変わってきているというか、先生が少なくなっている状況の中で、新聞などには部活の指導者を民間に委託するなどの報道もあるなど、状況が大きく変わってきていると思います。教育委員会としても学校運営上、最大限配慮しなくてはいけない問題だと思うのですが、答申に載せなくても現場としてこれは当然対応しなくてはならない事項だと思いますが、入れた方が良いでしょうか、皆さんいかがでしょうか。

(加藤委員)

私もこの部活のことを入れるべきかどうかについては迷っていたところがあったのだが、部活の問題はこの審議会でも意見がいろいろ出て、だから中学校の統合が必要なのだとの意見がいくつも出たと思う。そういった部活の選択肢を広げるために、小中の統合がこの結論になったということも関わっているのかと思う。ただ、部活の問題は今お話があったように、今後変わっていく可能性がある。これからの課外活動がどうあるべきなのかは、各自治体で議論されていくのだと思う。そういったことも視野にいれながら、当面は中学校の統合でなんとか子ども達の人数を増やして、先生達も増えるかもしれない。当面はそれで凌げるけれど、それだけに留まらずに部活のあり方、課外活動のあり方というものを、町で議論して行ってほしいみたいなことを要望として書くのは、直接的ではないが良いのかなと私は思う。

(事務局)

部活動に関しましては、今の状況が継続するというのであれば、部

活動の数を増やすであるとか、1種目当たりの人数が増えて活気ある活動が可能になるなどのメリットがあると思います。しかし先ほどより出ていますように、中学校の部活動のあり方が様々検討されておまして、大きな過渡期と言いますか、大きな変革をしていくであろう事項になりますので、方向性とする、中学校の教員が部活動の顧問となってこれまで教育活動のなかでやってきたわけですが、恐らく社会体育に移行していくような、そんな大きな流れが出てくる。そうすると中学校の教員が、部活動を行うそのものについても、不確かな部分があります。ですので現段階で言えることは、加藤委員さんが仰ったようなことで、部活動についてはできる限りの活動を展開するというような記載内容になるのかなと思います。小学校の教員が部活動の指導をできるのかできないのかということに関しましても、今後の議論ということもありますが、今の段階でどうかということと言いますと、小学校の教員は小学校の職務として小学校に勤めていますので、小学校の教員でありながら別の中学校へ出張してその部活の顧問としてやることはできないのですが、例えば玉ノ岡中の野球部が活動しているところに小学校の教員が生徒指導面であるとかの意味合いでT2といいですか2人目3人目の立場で、顧問ではないところで支援に行かなければならない状況が発生したときには、参加可能かなという意味合いでの参加可能ということ。指導者として活動することは今の状況では難しいのかなと思います。

(安藤副会長)

ありがとうございました。今それぞれご発言をいただいておりますが、それを踏まえて事務局からありますか。

(事務局)

先ほど副会長からお話がありました通り、検討事項をなくして配慮事項へ入れ込んで案を作るということでまとまったのかなと思います。検討事項をなくすということですので、部活について配慮事項として何をどう入れたらよいのかについて、ご意見があれば伺いたいところです。まず検討事項はなくすということで皆さんはよろしいのでしょうか。そうした形にしていくと、細かいことが入ってくると思います。それを避けると言いますか、分かりやすくするために、検討事項を別立てで資料の後にということ、前回会議の時にご了承いただいたわけですが、それでよろしいのでしょうか。

(戸坂委員)

私は検討事項の項目をなくすとは思ってなくて、まるごと移すとなったときに、そういう感じになるんだなと感じて、それはそれでいいかなと思っていました。今回は検討事項に載っていたことのみに対して、関連している事項についてはまとめればいいかなと思ったただけだった。ここがこれ以上膨らんではというお話があったが、皆さんの中でこの検討事項にもっと入れるべきだということがあるのかどうか。そこがもしないのであれば、今あることだけを配慮事項に入れることについて問題はないのかと思う。他に追加すべき項目があるのかどうか、皆さんのお考えを教えてください。

(安藤副会長)

ただいまの発言について何かございますでしょうか。

(畝迫委員)

答申を出す先は町長宛で、次の組織に渡してこれを引き継いでもらうのだと思う。その時にこの項目は配慮して欲しいとか、よく検討して欲しいとかいうことが配慮事項で、検討事項のところは、より具体的に出ているので、これで進めて欲しいということなんだと私は思う。この答申で次の組織に引き継いで、なおかつその席上にどなたかが出て、内容を説明してくれるのであれば、答申の文章は今のままで良いのではないかと思っている。

(安藤副会長)

ありがとうございます。冒頭申し上げたのは、配慮事項と検討事項で若干重複する事項があったものですから、事務局でとりまとめて次の会議で出してほしいというの思いがあったからです。皆様方からはそれについて同意をいただいたものだと思っておりましたが、配慮事項は答申の部分に含まれていて、どういう検討がなされたかという部分については資料というか添付書類の扱いになるのかなと思いますが、ここについて事務局どうですか。

(事務局)

設置条例以降については資料として添付をさせていただきます。検討事項の中身は配慮事項をより細かくしたような内容について載せさせてもらっています。この答申以後町が計画を策定して、どういう形になるかまだ決まっておりませんが、こうした会議を立ち上げて検討していただくというような時に、こういったものは当然引き継いでいくことになると思います。この中に記載されていることについて細かく

決めていくということになると思います。そういった意味合いを込めて前回の会議の時に、細かい内容については別立てでまとめましょうということでご理解といただいたので、この形にしてあるということです。

(安藤副会長)

ありがとうございました。事務局から説明をいただきましたが、先ほども申し上げましたように答申の素案としてまとめていき、次に答申案という形のなかでこれをまとめていくということです。次は答申(案)として今検討事項としてあるものと、皆さんからご意見をいただいたものを含めて配慮事項にまとめて、事務局で検討して出してもらおうということでしょうか。

(加藤委員)

前回佐藤委員が言われたことで、会議もだいぶやって時間も経っているから、もうこの答申素案で決めましょうと。各委員が最後に意見を出してそれで決めましょうと言われていたので、私はこの右ページの配慮事項のところに、これまでに出了た意見をどれだけ整理して盛り込むのかということをは今日は議論しようかなと思っていた。もう一つは、その後どこがどういう形で引き継いでいくのかということをは、もう少し詰めておきたかった。例えばこの答申ができて、公表するのがあるいは誰かが説明するのか、それからこの答申素案の終わりにとところで「この後、具体的な再編計画を策定することが想定されますが、計画策定時には保護者及び地域住民に対して説明会を開催し、十分な情報提供がなされることを望みます」とありますが、計画策定時に説明会を開くというのはどの段階でのことを言っているのかをはっきりさせたかった。前回事務局が今後は専門家が集まった小集団で検討して適切なものをセレクトするのでお任せいただきたいと話をされた。でも、私は前回の進め方がまさしくこれだったと思っている。答申があってその後に基本計画の素案ができると思う。前回は半年間かけて作っている。それができた段階で公表されて説明会とパブリックコメントが取られた。人数は少なくて説明会は14名、パブリックコメントは6名だったが、それを受けて答申から1年後に基本計画ができた。それができてしまうと基本構想ということで新校開校準備委員会で粛々と進めていってしまうという形になっていく。なのでここで議論されたことが、どう引き継がれていくのか。例えば答申を公表して説明するのか、あるいは基本計画ができる過程の半年間の中で部会みたいなものができるのか、あるいは素案ができてから説明会や

パブリックコメントをやって正式な基本計画ができる前にそのような検討がされるのか、そこまで確認しないとこの議論は終わってしまう。この後どういう形で誰が引き継いでいくのかということ、私は確認したい。私が今日やりたいのはこの2つである。ですから先ほど戸坂委員が言われた配慮事項について何か付け加えることはあるかということについては、私は色々ある。この会議もあと1回か2回ということであれば、それは言わせてもらいたいと思っている。

(安藤副会長)

ありがとうございました。答申を受ける立場の町としても、スピーディに進めていかななくてはならないなかでは、非常に苦慮する部分もあるのだと思います。ただ、今までと違って議事録をホームページに出したり広報でお知らせをしたりしておりまして、どういうことを検討しているのかということ、広く流しているの、ある程度理解は進んでいるのかなと思います。今後の流れについて事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

まず、この答申素案については広報に掲載する予定です。これは会議の資料です。今ホームページを見ていただくとこれまでの資料は全て掲載されています。全て公開されています。それから今後についてですが、これは何回かお話をさせていただいておりますけれども、正式に会議を立ち上げていくのか、何をどうしていくのかについては、まだ未定でございます。学校の運営管理等については教育委員会の所管になりますので、教育委員会にも諮らねばなりませんし、検討していく会議が地方自治法に基づく会議であれば、当然条例整備もしなければいけませんし、その辺りをどのようにやっていくのかはまだ決まっておられません。これについては議会からも一般質問をいただいております。まだ未定ですということでお話をさせていただいております。具体的にこのようにしますということが申し上げられないのですが、当然何らかの形で検討はしていかなければならないと思います。この答申が出た後の説明ということですが、この答申を説明するかどうかはまだ未定です。答申はあくまでも審議会の答申ですので、誰がどう説明するのかということが出てきます。ここを整理して考えなくてはならないと思います。議会などでもお答えしているのは、町が計画等を作っていきますから、計画の案の段階でご説明はさせていただきたいというところは申し上げておりますし、この審議会においても以前お話させていただいたと思います。そこは今も変わっておりませ

ん。それから今お答えしましたけれども、今後の検討の方法等に関しては、この審議会で審議する内容とは少し違うのかなと思います。加藤委員がお知りになりたいということであれば、お答えしますし、こういう状況ですとお知らせできますが、この審議会で検討していくことなのかということもあるかと思ひます。

(加藤委員)

私がそれを言ったのは、この答申のまとめ方に関わることだからである。答申をどこまで具体的にここで議論されたことを記載するのか、こういう議論をしてこういう結論になった、あるいはこの部分は議論が進まなかったから今後の検討に任せるといふところの、我々の審議会での内容を具体的に表すことは、この後の進め方が具体的にわからない中では、それしか方法がないと思う。この後これは議論できると漠然とした書き方をしても、それをちゃんと次の部会みたいなどころ、例えば通学のことをやる部会、一貫校のことをやる部会、跡地のことを話す部会とかで、議論を引き継いでくれるのだったら漠然としたものでも構わないと思うが、前回みたいにそういうものがなくて、どんどん肅々と進めていくような形になるのならば、ここに具体的な問題を書かないと、それが引き継がれないんじゃないかなという気持ちがある。前回と同じようにはならないでほしいという思いがある。前回での新校開校準備委員会のような実務を進めるところへ至るまでの1年間を、どういう風にこの問題を引き継いで議論してくれるところがあるのかなのか、それが知りたい。漠然と具体的な事を何も書き込まずに、このままこれが答申だということでは広報にも出して、計画の素案ができて、基本計画ができたということになると、前と同じやり方になってしまう。せつかくこの審議会の半分が保護者の方であるのだから、その中で出た議論を具体的にここに盛り込むのが、一番丁寧でこの後もスムーズに進めていく手立てだと思ひ。

(池亀委員)

加藤委員の言われてることもとてもよく分かる。この後通学について検討する会や一貫校について検討する会、跡地利用についての会など分かれて進めていくことになると思うが、その各部会にこの審議会の委員が最低1人くらい加わって、審議会で話した内容が尊重されるように見守るような形ができれば、心配されているようなこと少しは減るのかなと思ひ。

(安藤副会長)

ありがとうございました。答申ですからそれなりの重みがあって、町と教育委員会がどのような捉え方をしているのかということと、これからの進め方が変わってくるかと思えます。答申についてそこに盛り込んだものが活かされていないじゃないかということが出てくることもあるかもしれませんが、そういうものが少なくなるようにと、本当にたくさんの貴重なご意見をいただいたりしてございまして、教育長も耳を傾けていただいております。そういうことですので、その辺については私の立場としても、町にも教育委員会にもきちっと対応してもらいたいと強く思っております。従いまして具体的に何か入れないと心配だというものがありだということですが、その辺については今度の会議の時に、これとこれは是非というものがありましたら出していただいて、審議をしたいと思っております。次回は答申案をお示しして皆さんのご意見をまとめて次に進めていければと思っております。

(橋本委員)

すみません、最初に私がした質問ですが、部活動のことは配慮事項に載せるのか、それとも部活動のことは今後どうなるか分からないから、ここには書かないけど取り組んでいくのは当然だという考え方なのか。保護者代表で会議に参加していて、部活動はどうなるのかと必ず質問される。皆さんも必ず聞かれると思う。それに対して私がどう答えたらよいのか、今ここで部活動のことを答申に書くのか書かないのかを皆さんに決めていただければ、また持ち帰って次の会議でとなると時間ももったいないので、載せるのであればどこに載せるのかは任せるけれども、載せないのであれば載せないということでその説明ができれば良いと思っております。部活動のことを載せるのか載せないのかを決めてもらいたい。

(高田委員)

少し考えたのだが、今後外部団体や体育協会などとの関係などもあるのであまり突っ込まずに、表紙裏の「再編の時期について」のところ科目によっては正規雇用の教員が不足していると記述があるので、ここで部活動の顧問数の不足であるとか、人数が少なくて存続も課題になっているので再編統合が良いのではというような感じで載せると、良いのかなと思う。一時期は中学校には1学年100人を超える生徒がいたのが、資料を見ると小学1年生が3校あわせて77名というように、今再編統合して新校を作るとりあえずの少人数の問題は解決してもまた10年後には人数がさらに減ってくる問題もある。なのであまりこの答申では詳しく記載しないで、現在人数が適正規模を下回っ

ているので顧問数が不足、子どもの人数も少ないので存続が問題であるくらいのことを書けば良いのかなというイメージがあるのだが、どうだろうか。

(安藤副会長)

ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。部活動は子どもの成長段階の中で、非常に重要な位置づけにあるので、部活動の充実は大事なことだと思っています。指導者不足なども問題もありますが大事なことから、部活動についての記述を今高田委員から提案がありましたが、そのような記述をいれるということについてはいかがでしょうか。

(橋本委員)

私は部活のことを記載して欲しいと思っているので、良いと思います。

(事務局)

そのような形で対応させていただきます。委員の皆様にお伺いしますが、最後の検討事項をなくして配慮事項に溶け込ませるという形でもよろしいですか。前回の会議では配慮事項はそのままにして、細かいことは後に記載すると決まったので、現在この形になっていますが、改めて変えるということであれば、一度皆さんにご了解をいただければということです。

(安藤副会長)

今事務局から確認がありましたが、配慮事項に検討事項をいれていくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次回会議で配慮事項に検討事項をまとめたものを答申案としてお示しするというので、宜しくお願いします。

(内田委員)

発言してよろしいでしょうか。時間がないのでこの場で議論というよりは、皆さんに考えてもらいたいことがあります。配慮事項の(3)小中一貫校についてで、この記述ではもう施設一体型で決まりのような受け取られ方をしてしまう。加藤委員のお話にあったつくば市のアンケートのお話はすごく重要だと思う。実際に導入されたところでの意見で、一体型よりは分離型の方が良いという結論が出ているのだと思うので、素案の書き方ではもう一体型だと思ってしまうから、せめて

一体型と分離型とは違うものであることを提示しておいた方がよいのではないかと思う。それと結論部分の新しい学校の場所については、菅谷小および菅谷中の場所とするとあるところについて、最後だと思うので言わせてもらいたいのだが、加藤委員の言われていた玉ノ岡中案を考えていただきたい。菅谷小中の場所の流れで進んできて皆さんもそのイメージでいると思うが、仮に玉ノ岡中とした場合のメリットというものがとても大きいと思う。通学面では小学校と中学校が集まってしまうよりは玉ノ岡に分散した方が安全だと思うし、菅谷だと歩道などの整備も必要などころがあると思うが、玉ノ岡だと広い歩道が既にあるので安心である。デメリットとしてはやはり大蔵や將軍沢の子どもにとっては、だいぶ遠くなってしまうのかなと思う。ちなみに現在玉ノ岡に古里の方から通う子どもは大体5キロくらいあって、自転車通学をしている。DID地区に住む75%の子どもの移動距離がふえるというのもあるが、通えない距離ではないということ。それから場所を玉ノ岡にすることによって仮設校舎の必要がなくなるのも大きなメリットだと思う。これによって配慮事項(2)の工事期間中の在校生への配慮についてもクリアできると思う。補助金がどう変わってくるのかはわからないけれど、少なくとも仮設校舎の必要はなくなる。全体の工事費用としても玉ノ岡にするケースの方が費用面では一番抑えられるという話も加藤委員からあったと思う。配慮事項(4)の小学生と中学生の活動エリアについても解決できる。小中連携面でデメリットがあるかもしれないが、それよりも今話したメリットの方が大きいと思ったので発言させてもらった。

(安藤副会長)

ありがとうございます。答申素案を検討してきていただいたわけですが、捨てる思いがあるということでご発言されたのだと思います。今のご発言について案の取り扱いの中で少数意見をどのように載せていくのかについて、煮詰めていければと思います。ですので答申案は事務局に作成して頂いたところで…

(小林委員)

お話の途中ですが発言よろしいでしょうか。確かに玉ノ岡中案もメリットは沢山あると思う。最初は私もそう思っていたが、ここまで話し合いをしてきて菅谷と決まったものをまた玉ノ岡ということでは最初に戻ってしまう。

(内田委員)

場所が菅谷というのも話が完結しないまま、今に来ている状況だと思うので言わせていただいた。少数意見ではあるが、学校を代表してきている委員なので、委員の役割を果たすという意味でも言わないといけないと思った。

(小林委員)

次回この件について検討するという事ではないのか。

(内田委員)

検討するという事ではなく、少し考えていただきたかった。少なくとも一体型と分離型のどちらかはまだわからないというニュアンスを入れた方が良く思っている。

(事務局)

答申素案で小中一貫制度について記載をさせていただいておりますが、小中一貫校ではなく制度としてあります。一体型とも分離型とも限定しておりません。結論部分は小学校3校を1校にする、中学校2校を1校にする、場所は菅谷にするということで、一貫校ひとつでとう答申ではない。読み方はいろいろあると思いますが、そういう意味合いでこの素案の文章になっているわけではないということです。小中一貫といえば制度のことを指しているわけですし、1つの校舎でと限定しているわけでもないということです。

(加藤委員)

以前安藤副会長が、これは横の統合だけの話なのか縦の一貫校の統合を含む話なのかと質問されていた。私もそこを明確にすべきだと思う。答申の答えは、横の統合をする、場所は菅谷であると明快だが、それが一体型の一貫校なのか、ただ並列してしてる小中学校なのかについての違いをまだ議論していない。一貫教育とか一貫校というと、やはり皆さんはそれがひとつのまとまりとしての学校としてのイメージを持つと思う。なのでそこを明確にすべきだと思う。私は一貫校の問題をもう少し議論したいと思っている。この書き方は誤解を生まないとの説明だが、私は普通の保護者はこれを読んで、今までになかった一貫校を作るんだというイメージで読まれるのではないと思う。

(安藤副会長)

小学校と中学校はそれぞれ再編するという答申であると思っていま

す。前回は施設一体型の小中一貫校の計画で進んだので、そのような印象を与えることもあるかもしれないが、前との違いはある。その辺を含めて答申案としてたたき台を作っていただいて、意見をいただきながら答申を作っていきたいと思います。

(橋本委員)

たたき台を検討した時に、第3案の玉ノ岡中の案を賛成している委員は2人しかなかった。この審議会では学校の数と場所を決めるという意味では、この時に審議会の答えは出たと思っている。なので次回玉ノ岡中にした場合のメリットを検討する必要はないと思う。玉ノ岡中にメリットがあるのであれば、この答申を出した後の議会で議論してもらえれば良い。この審議会での答えはもう既に出ているものと認識しているので、この審議会でもう一度玉ノ岡中のメリットを検討というのは、私は賛成できない。

(小林委員)

今日の資料にあった学校では、中学3年生は9年生ということで、とても斬新な制度になると思っている方がいると思う。中高一貫校は定着してきているが、小中一貫校というのは斬新だと思う。最初に加藤委員が色々なデータを出してくれたが、まだ検証結果が出そろっていないのかと思う。小学校と中学校が同じ場所にあるから、分かりにくい部分もあると思うので、その辺りを明確に記載した方が良いと思う。加藤さんの出されたデータについてはその続きを聞きたいと思う。どういうデータが出るのか興味がある。

(安藤副会長)

貴重なご意見をありがとうございます。この答申素案についての審議は今日が初めてでしたが、この素案を新しく出ました配慮事項について、次回事務局にまとめて答申案として作成をお願いしてまた審議するということで進めたいと思います。まだ案の段階ですから、ご意見がございましたら次回の会議で出していいただければと思います。よろしく申し上げます。

(4) その他

次回以降の会議日程について事務局より委員に諮り、2回分の会議日程を以下のように決定した。

第9回審議会 令和4年6月16日(木) 9:00～

第10回審議会 令和4年7月12日(火) 9:00～

4 閉 会

事務局

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和 4 年 6 月 16 日

署名委員 加藤 信幸

署名委員 安藤 欣男